

# 景観影響評価準備書作成基準及び景観影響評価書作成基準

景観の形成等に関する条例施行規則第 22 条の 3 第 1 項及び第 22 条の 6 第 1 項の規定により、景観影響評価準備書作成基準及び景観影響評価書作成基準を次のように定め、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

## 第 1 景観影響評価準備書作成基準

### 1 景観影響評価準備書の構成

原則として、次に掲げる項目ごとに、次に掲げる順序に従い記載すること。

#### (1) 特定建築物等の概要

- ア 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- イ 特定建築物等の名称及び所在地
- ウ 建築予定地
- エ 建築の目的及び事業計画案
- オ 特定建築物等を建築するにつき必要な法令又は条例の規定による許認可等の種類

#### (2) 景観影響評価の結果等

- ア 景観影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合にはその者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- イ 景観影響評価の結果
  - (ア) 現況調査の結果
  - (イ) 景観に及ぼす影響の予測
  - (ウ) 景観に及ぼす影響の評価

#### (3) 前 2 号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

### 2 景観影響評価準備書の体裁

- (1) 用紙の規格は、原則として日本工業規格 A 列 4 番によること。
- (2) 横書き、左とじとすること。

### 3 その他の添付図書

上記以外に添付する図書の種類と縮尺、明示すべき事項は以下のとおりとする。

- (1) 付近見取図 (1 / 2,500 以上): 方位、道路及び目標となる地物 (道路、鉄道、山、河川、公園、学校、役所、公民館、集会場、駅などの位置と名称)
- (2) 配置図 (1 / 200 以上): 方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、土地の高低
- (3) 各階の平面図 (1 / 200 以上): 方位、間取、各室の用途、外壁等に照明器具を取り付ける場合は照明器具の位置及び照射の向き
- (4) 各面の立面図 (1 / 200 以上): 開口部の位置、主要部分の材料の種別、仕上げ方法及び色彩 (マンセル色票系による数値)、外壁や屋上等に照明器具を取り付ける場合は照明器具の位置及び照射の向き
- (5) 主要部 2 面以上の断面図 (1 / 200 以上): 建築物の高さ
- (6) 外構平面図 (1 / 200 以上): 門、垣、塀、擁壁、植栽等の敷地内の外部構成、敷地内に照明器具を取り付ける場合は照明器具の位置及び照射の向き

## 第2 景観影響評価書作成基準

### 1 景観影響評価書の構成

原則として、次に掲げる項目ごとに、次に掲げる順序に従い記載すること。

#### (1) 特定建築物等の概要

- ア 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- イ 特定建築物等の名称及び所在地
- ウ 建築予定地
- エ 建築の目的及び事業計画案
- オ 特定建築物等を建築するにつき必要な法令又は条例の規定による許認可等の種類

#### (2) 景観影響評価の結果等

- ア 調査等の全部又は一部を他の者に委託して行った場合にはその者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- イ 景観影響評価の結果等
  - (ア) 現況調査の結果
  - (イ) 景観に及ぼす影響の予測
  - (ウ) 景観に及ぼす影響の評価

#### (3) 住民意見書に記載された意見

#### (4) 審査意見書に記載された意見

#### (5) 前2号の意見に関する特定建築主の見解

#### (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

### 2 景観影響評価書の体裁

#### (1) 用紙の規格は、原則として日本工業規格A列4番によること。

#### (2) 横書き、左とじとすること。

### 3 その他の添付図書

上記以外に添付する図書の種類と縮尺、明示すべき事項は以下のとおりとする。

#### (1) 付近見取図(1/2,500以上): 方位、道路及び目標となる地物(道路、鉄道、山、河川、公園、学校、役所、公民館、集会場、駅などの位置と名称)

#### (2) 配置図(1/200以上): 方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、土地の高低

#### (3) 各階の平面図(1/200以上): 方位、間取、各室の用途、外壁等に照明器具を取り付ける場合は照明器具の位置及び照射の向き

#### (4) 各面の立面図(1/200以上): 開口部の位置、主要部分の材料の種別、仕上げ方法及び色彩(マンセル色票系による数値)、外壁や屋上等に照明器具を取り付ける場合は照明器具の位置及び照射の向き

#### (5) 主要部2面以上の断面図(1/200以上): 建築物の高さ

#### (6) 外構平面図(1/200以上): 門、垣、塀、擁壁、植栽等の敷地内の外部構成、敷地内に照明器具を取り付ける場合は照明器具の位置及び照射の向き